

川西町施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱

平成 28 年 2 月 1 日告示第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の交付について（平成 26 年 9 月 12 日老発 0912 第 1 号厚生労働省老健局長通知）別紙の地域医療介護総合確保基金管理運営要領（以下「運営要領」という。）別記 1 の 2（2）に規定する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業として、予算の範囲内において、事業者に対して交付する川西町施設開設準備経費等支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱（平成 21 年 10 月 9 日長寿第 572 号奈良県福祉部長通知。以下「県交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、町の区域において、県交付要綱別表 1 市町村等補助対象事業の項に規定する対象施設を整備する事業者であり、川西町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき川西町介護保険運営協議会において審査され、町長が必要と認めたものとする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に定める施設の整備事業で県が補助を採択した事業とする。ただし、次に掲げる事業は当該補助事業の対象としない。

- (1) 他の補助制度により、現に当該事業の経費について補助等を受けている事業
- (2) その他補助対象とすることが適当と認められない経費

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助対象経費及び補助金の額は、県交付要綱の規定によるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川西町施設開設準備経費等支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 川西町施設開設準備経費等支援事業補助金申請額内訳書（様式第 2 号）
- (2) 川西町施設開設準備経費等支援事業補助金事業計画書（様式第 3 号）
- (3) 歳入歳出（収支）予算（見込）書抄本
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請をするに当たって、消費税等仕入控除税

額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の申請書を受理した場合において補助金の交付について適当と認めるときは、申請者に対し、川西町施設開設準備経費等支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）（以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

2 町長は、前条の申請書を受理した場合において補助金の交付について適当と認めないときは、申請者に対し、川西町施設開設準備経費等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 町長が補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の完了後、速やかに当該事業の介護サービス事業者として指定を受けること。
- (2) 介護サービス事業者としての指定を受けた後においては、当該事業の良好な運営を継続して行うこと。
- (3) 県交付要綱第7条第3号エに掲げる条件
- (4) その他町長が補助金交付の目的を達成するために必要と認める条件

（事業内容変更の承認等）

第8条 補助の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画について変更しようとするときは、川西町施設開設準備経費等支援事業補助金に係る事業内容変更承認申請書（様式第6号）に川西町施設開設準備経費等支援事業補助金事業変更計画書（様式第7号）その他関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、第6条第1項の交付決定通知書の交付を受けた後において、当該補助事業を中止し又は廃止するときは、川西町施設開設準備経費等支援事業（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

3 第6条に定める決定の通知は、前2項の規定による申請を承認する場合において準用する。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後、速やか

に川西町施設開設準備経費等支援事業補助金事業完了届（様式第9号）及び川西町施設開設準備経費等支援事業補助金事業実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 川西町施設開設準備経費等支援事業補助金精算額内訳書（様式第11号）
- (2) 川西町施設開設準備経費等支援事業補助金事業実績報告書（内訳等）（様式第12号）
- (3) 歳入歳出（収支）決算（見込）書抄本
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告をするに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の報告等の提出を受けたときは、これらの報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを精査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、川西町施設開設準備経費等支援事業補助金確定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

（消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、川西町施設開設準備経費等支援事業補助金消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第14号）により速やかに町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告があった場合は、補助事業者に対し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付の時期）

第12条 補助金の交付は、原則として補助事業の完了後とする。

（補助金の交付）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、川西町施設開設準備経費等支援事業補助金交付請求書（様式第15号）を町長に提出し、町長は、第10条の規定により確定した額を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を

受けたとき。

(3) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(4) 補助対象事業を中止したとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。